

(その1)

収支報告書 (令和 2 年分)

(ふりがな)

(じょうほうしゃかいにむけてあたらしいせいじをつくるかい)

- 1 政治団体の名称 情報社会に向けて新しい政治を創る会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階
- 3 代表者の氏名 生方 幸夫
- 4 会計責任者の氏名 福島 靖男

問合せ先

(担当者)

安藤一浩

(電話)

047-330-2502



資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類

衆議院議員

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

生方幸夫

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部

政党

その他の政治団体 (後援会等)

政治資金団体

その他の政治団体の支部

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

生方幸夫

公職の種類

衆議院議員

(現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

3 4 6 7 3 0
5/20

正 解 後 郵 局 全 領 N
解 後 4 N N 領 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
K 6.1

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	←	十億	百万	千	円	7,045,052
① (前年からの繰越額)	↙					219,536
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)	↘					6,825,516
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)						6,641,202
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))						403,850

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費						
金 額 A		十億	百万	千	円	612,000
員 数						119

(2) 寄 附							
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		金	額		備	考	
(ア) 個人からの寄附	←	十億	百万	千	円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。	
[うち特定寄附]							588,000
(イ) 法人その他の団体からの寄附						0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附						0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	←					0	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]						588,000	
イ 政党匿名寄附						0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	←					588,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

（3）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）				
事業の種類	金額			備考
	十億	百万	千円	
生方幸夫新春の集い（2月8日）			411,000	
この頁の小計			411,000	
合計 C			411,000	

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会費」、その他の事業にあつては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティー)							
政治資金パーティーの名称	金額				開催 年月日	開催場所 (所在地及び施設名)	備考
	十億	百万	千	円			
生方幸夫昼食セミナー		3	410	000	R2. 10. 7	東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニ	
この頁の小計		3	410	000			
合計		3	410	000			D

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー(特定パーティー)については、本表のほか表(その10)も提出すること。
 (2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)~(その11-3)にその内容を記載すること。
 また、あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた者がいる場合には、表(その12-1)~(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
 (3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その4)

(4)借入金						
借入先	金額				借入年月日	備考
	十億	百万	千	円		
生方幸夫			500	000	R2. 1. 20	
生方幸夫			500	000	R2. 4. 10	
生方幸夫			300	000	R2. 6. 30	
生方幸夫			500	000	R2. 8. 25	
この頁の小計			1	800,000		
合計			1	800,000		

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。
(2)借入先は、金融機関にあっては支店名(〇〇銀行〇〇支店)まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

(その6)

(6) その他の収入					収 年	月	入 日	備 考
摘 要	金 額							
		十 億	百 万	千	円			
こ の 頁 の 小 計							0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の							4,516	
合 計 G							4,516	

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
松本昌司			10,000	R2. 3. 13	千葉県市川市北国分4-6-3	無職	
佐渡ヶ嶽満宗			30,000	R2. 6. 24	千葉県松戸市串崎南町39	団体役員	
柴田敏晴			10,000	R2. 7. 13	茨城県取手市野々井1013-5-302	会社員	
太田幸男			10,000	R2. 10. 22	群馬県桐生市広沢町4-2125-12	会社員	
石川清彦			10,000	R2. 10. 22	千葉県松戸市紙敷1406	無職	
永田賢二			10,000	R2. 10. 23	千葉県松戸市秋山2-18-26	会社員	
山村和子			10,000	R2. 10. 23	千葉県松戸市上本郷1345	無職	
坂田康代			20,000	R2. 10. 24	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子221	自営業	
市川淳一			10,000	R2. 10. 26	神奈川県横浜市青葉区つつじヶ丘3-3-406	会社員	
水井智和			10,000	R2. 10. 27	千葉県松戸市本町15-1 パークホームズ松戸駅前レジデンス803	医師	
宮澤清治			30,000	R2. 10. 27	千葉県松戸市五香7-53-9	無職	
平岡 豊			10,000	R2. 10. 28	千葉県松戸市吉井町12-13	会社員	
坂田将光			10,000	R2. 10. 29	神奈川県足柄上郡松田町松田庶子219-1	会社員	
芹澤清志			10,000	R2. 10. 31	青森県十和田市東十二番町12-28 ハイックII B412	無職	
坂田 清			10,000	R2. 11. 2	神奈川県秦野市尾尻400-26	会社員	
この頁の小計			200,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
片岡睦子			100,000	R2. 11. 2	千葉県松戸市六高台2-5	会社役員	
秦 英明			10,000	R2. 11. 2	千葉県松戸市六高台8-112	自営業	
東谷幸子			10,000	R2. 11. 5	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3丁目2-8	自営業	
藪腰 淳			10,000	R2. 11. 6	千葉県松戸市六高台西17-5	会社員	
菊池 均			10,000	R2. 11. 9	千葉県柏市酒井根7-3-24	会社員	
一條長文			10,000	R2. 11. 10	神奈川県足柄上郡開成町宮台515	自営業	
井上和久			10,000	R2. 11. 11	愛媛県四国中央市妻鳥町249-2	会社員	
谷口 薫			10,000	R2. 11. 12	千葉県松戸市栄町3-138	自営業	
渡辺武雄			10,000	R2. 11. 12	千葉縣市川市宮久保3-32-7	無職	
鈴木基司			10,000	R2. 12. 10	群馬県前橋市朝日町1-17-9	会社員	
佐藤美知雄			50,000	R2. 12. 24	千葉縣市川市大野町1-41-5	会社役員	
この頁の小計			240,000				
その他の寄附			148,000				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			588,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考	
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 経 常 経 費											
(1)	人	件	費		3	515	801				
(2)	光	熱	水	費		41	575				
(3)	備	品	・	消	耗	品	費				
(4)	事	務	所	費		597	281				
小 計 ((1)~(4))					4	438	916				
2 政 治 活 動 費											
(1)	組	織	活	動	費		717	786			
(2)	選	挙	関	係	費			0			
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※					1	471	508			
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費							0			
	イ 宣伝事業費							0			
	ウ 政治資金パーティー開催事業費					1	103	252			
	エ その他の事業費						368	256			
(4)	調	査	研	究	費			2	992		
(5)	寄	附	・	交	付	金		10	000		
(6)	そ	の	他	の	経	費			0		
小 計 ((1)~(6))					2	202	286				うち本部・支部間の交付金合計 円
合 計					6	641	202				←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
上下水道使用料按分			28,328	R2. 9. 14	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階	
上下水道使用料按分			13,247	R2. 12. 25	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階	
この頁の小計			41,575				
その他の支出			0				
合計			41,575				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				14,270				
合計				14,270				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分		消耗品費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
名刺印刷代			15,040	R2.3.19	大槻デザインング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1 1F
コピー機使用料			13,183	R2.5.7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1
事務用品代			15,185	R2.9.4	麻布食品株式会社	東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
コピー機使用料			10,611	R2.12.7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1
この頁の小計			54,019			
その他の支出			215,970			
合計			269,989			

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
家賃按分			198,000	R2. 9. 14	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階	
家賃按分			66,000	R2. 12. 25	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153-1 アセッツ松戸1階	
コピー機リース代			12,960	R2. 1. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 2. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 3. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 4. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 5. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 6. 29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 7. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 8. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 9. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 10. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 11. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
コピー機リース代			12,960	R2. 12. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア	
この頁の小計			419,520				
その他の支出			0				
合計			419,520				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（通信費）			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				127,761				
合計				127,761				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費(事務管理費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬料	十億	百万	千円 50,000	R2.12.15	吉田要介	千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル5階	
この頁の小計			50,000				
その他の支出			0				
合計			50,000				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(旅費交通費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
タクシー代			11,870	R2. 1. 21	日本交通株式会社	東京都千代田区紀尾井町3-12	
タクシー代			12,090	R2. 2. 26	キャピタルモーターズ(株)	東京都杉並区清水3-16-10	
タクシー代			13,850	R2. 6. 8	日本交通株式会社	東京都千代田区紀尾井町3-12	
タクシー代			11,940	R2. 7. 14	大和自動車王子株式会社	東京都北区豊島5-1-32	
タクシー代			11,870	R2. 8. 18	国際自動車(株) 東雲営業所	東京都江東区東雲2-6-1	
タクシー代			12,770	R2. 9. 3	小田急交通株式会社	東京都港区三田5-8-12	
タクシー代			11,800	R2. 9. 11	大和自動車交通江東(株)	東京都江東区猿江2-16-27	
タクシー代			12,020	R2. 10. 7	潤平東京タクシー	東京都足立区本木2-14-7	
タクシー代			11,690	R2. 10. 28	陸王交通株式会社	東京都板橋区中丸町12-1	
タクシー代			12,270	R2. 10. 30	日の丸交通株式会社	東京都文京区後楽1-1-8	
タクシー代			12,020	R2. 11. 17	国際自動車(株) 東雲営業所	東京都江東区東雲2-6-1	
タクシー代			13,380	R2. 11. 19	日本交通株式会社	東京都千代田区紀尾井町3-12	
タクシー代			12,990	R2. 11. 30	NAKAO TAXI	東京都世田谷区世田谷3-3-3	
この頁の小計			160,560				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(旅費交通費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
タクシー代	十億	百万	千	円	R2. 12. 4	美鈴タクシー株式会社	東京都杉並区宮前5-11-15	
タクシー代			12,920		R2. 12. 23	日本交通株式会社	東京都千代田区紀尾井町3-12	
			11,440					
この頁の小計			24,360					
その他の支出			100,360					
合計			285,280					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(渉外費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	十億	百万	千 12,000 円	R2. 1. 21	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4丁目13番10号	
会費			12,000	R2. 4. 3	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4丁目13番10号	
会費			20,000	R2. 11. 12	阿部とも子の会	神奈川県藤沢市鶴沼石上1-13-13	
会費			20,000	R2. 11. 17	龍の風	東京都港区南青山2-2-15	
この頁の小計			64,000				
その他の支出			16,550				
合計			80,550				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (交際費)
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
飲食代	十億	百万	千	円	R2. 2. 3	豚しゃぶ 金豚	東京都港区赤坂4-3-6	
飲食代			17,930		R2. 3. 17	川の音 赤坂店	東京都港区赤坂3-13-4	
飲食代			15,895		R2. 3. 26	松尾ジンギスカン 赤坂店	東京都港区赤坂4-3-6	
飲食代			35,000		R2. 6. 30	川の音 赤坂店	東京都港区赤坂3-13-4	
飲食代			19,217		R2. 8. 26	松尾ジンギスカン 赤坂店	東京都港区赤坂4-3-6	
飲食代			36,000		R2. 10. 14	赤坂 転石亭 HANARE	東京都港区赤坂4-3-15	
飲食代			48,000		R2. 10. 15	黒座暁樓	東京都港区赤坂3-11-3	
生花代			19,404		R2. 10. 21	大津 大野屋	神奈川県横須賀市大津町2-10-24	
会費			16,500		R2. 11. 13	千葉土建一般労働組合松戸支部	千葉県松戸市仲井町3-104-2	
飲食代			28,000		R2. 11. 16	(株)ダイヤモンドダイニング	東京都港区芝4-1-23	
飲食代			10,560		R2. 12. 17	舞浜	東京都港区新橋3-10-6	
飲食代			12,810		R2. 12. 18	新宿 柳苑	東京都新宿区歌舞伎町2-20-6	
飲食代			52,910					
この頁の小計			312,226					
その他の支出			39,730					
合計			351,956					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		生方幸夫昼食セミナー			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
郵送代	十億	百万	千	円	R2. 9. 7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
講師料			64,176		R2. 10. 8	藻谷浩介	東京都品川区東五反田2-18-1 (株) 日本総合研究所	
プロジェクター代			100,000		R2. 10. 8	日本催事株式会社	千葉県松戸市横須賀2-18-12	
会場代			50,000		R2. 10. 13	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
			867,335					
この頁の小計			1,081,511					
その他の支出			21,741					
合計			1,103,252					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(生方幸夫新春の集い)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
ビンゴの景品代 (花の小鉢)	十億	百万	千	円	R2. 2. 3	有限会社マチ生花店	千葉県松戸市松戸1177	
ビンゴの景品代			11,000		R2. 2. 6	株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台2-19-10	
ケータリング代			320,283		R2. 2. 25	真心の味 さんかい亭	千葉県松戸市日暮1-16-16	
この頁の小計			344,599					
その他の支出			23,657					
合計			368,256					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (調査研究費)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費					
		<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費					
		<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金					
		<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 9 その他の経費					
		<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費						
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				2,992				
合計				2,992				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(寄附金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
この頁の小計				0			
その他の支出				10,000			
合計				10,000			

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託		
摘要	金額				年月日	備考	
	十億	百万	千	円			
生方幸夫		5	080	000			
この頁の小計		5	080	000			
合計		5	080	000			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
 (2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 14 日

政治団体の名称 **情報社会に向けて新しい政治を創る会**

会計責任者の氏名 **福島 靖男**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

) (印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

政治資金監査報告書

令和3年 5月 11日

情報社会に向けて新しい政治を創る会

代表 生方 幸夫 殿

登録政治資金監査人

吉田 安



登録番号 第 3313 号

研修修了年月日 平成21年12月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、情報社会に向けて新しい政治を創る会の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、情報社会に向けて新しい政治を創る会の主たる事務

所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

- 情報社会に向けて新しい政治を創る会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上